

## EUタクソミーにおける廃棄物からのエネルギー回収に関する意見書について

令和 4 年 9 月 29 日  
一般財団法人 日本環境衛生センター

9 月 28 日、(一財)日本環境衛生センター理事長南川秀樹から以下に示す宛先に対し、EUタクソミーにおける廃棄物からのエネルギー回収に関する意見書を別紙のとおり提出しました。

| 宛先                                           | 所属                            |
|----------------------------------------------|-------------------------------|
| フランス・ティメルマンス<br>(Frans Timmermans)           | 欧州委員会 副委員長                    |
| メイリード・マクギネス<br>(Mairead McGuinness)          | 欧州委員会 金融安定・金融サービス・資本市場 同盟担当委員 |
| ヴィルジニウス・シンケヴィチウス<br>(Virginijus Sinkevičius) | 欧州委員会 環境担当委員                  |
| アウレル・チョバナ・ドルデア<br>(Aurel Ciobanu-Dordea)     | 欧州委員会 環境総局 循環経済政策             |
| マーチン・スポルク<br>(Martin Spolc)                  | 欧州委員会 金融安定・金融サービス・資本市場 連合総局   |

意見書のポイントは次のとおりです。

- 廃棄物からのエネルギー回収は、汚染の防止と管理だけでなく、気候変動の緩和、循環経済の形成等に向けたアプローチとして大きな役割を果たす。
- EUタクソミーにおける廃棄物からのエネルギー回収の位置づけについて、合理的な判断を期待する。

なお、当センターは 2022 年 3 月に「脱炭素、EUタクソミーへ向けた廃棄物処理のあり方研究会」を設置し、廃棄物からのエネルギー回収(主として廃棄物焼却における熱回収)を中心とした我が国の今後の廃棄物処理のあり方について議論を行いました。今回の意見書は、その議論を踏まえて作成したものです。

(参考) EUタクソミーとは

EUタクソミーとは、環境面でサステナブルな経済活動を示す分類であり、企業の情報開示やグリーンボンドの表示(ラベリング)に関し、法令に基づく規制的な措置として適用されるものです。

これはEU域内市場において適用されるものですが、事実上の世界基準となっていく可能性もあると考えられます。

EUタクソミーにおいてグリーンと判断されるためには、下記6つの環境目的のうち1つ以上に実質的に貢献し、かつ、6つの環境目的のいずれにも重大な害とならないことなどが必要となります。

- ・気候変動の緩和
- ・気候変動の適応
- ・水資源と海洋資源の持続可能な利用と保全
- ・循環経済への移行
- ・汚染の防止と管理
- ・生物多様性とエコシステムの保全と再生

これら6つの環境目的のうち、「気候変動の緩和」及び「気候変動の適応」については、2022年(本年)1月から適用(原子力及び天然ガスについては、一定条件の下で2023年1月から適用)されていますが、残りの4つについては2023年1月の適用開始に向け議論が進められており、廃棄物発電等の位置づけについても議論されています。

#### 【問い合わせ先】

一般財団法人日本環境衛生センター

東日本支局 環境事業本部 環境事業第三部 循環社会推進課

担当：藤原、角田、川緑、中村

住所：〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 11-15

電話番号：044-288-4875

ホームページ：<https://www.jesc.or.jp/>

メールアドレス：[kan-ji@jesc.or.jp](mailto:kan-ji@jesc.or.jp)